

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年1月31日(2013.1.31)

【公開番号】特開2012-232220(P2012-232220A)

【公開日】平成24年11月29日(2012.11.29)

【年通号数】公開・登録公報2012-050

【出願番号】特願2012-197696(P2012-197696)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 0 C

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成24年12月7日(2012.12.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が流下する遊技領域に、表示遊技を行う表示部を有する可変表示装置と、遊技球の入賞により前記表示遊技の表示開始条件を付与可能な始動入賞口と、を備えた遊技機において、

前記表示部の前側に設けられ、前記遊技領域から受け入れた遊技球が左右方向に転動可能であり、両端側からそれぞれ中央に向かい下方へ傾斜した転動面を有する遊技球転動部と、

前記転動面の右側に設けられ、前記表示遊技に連動した演出を行う演出装置と、を備え、

前記転動面の後端縁には、転動面の後方の壁面を成す立壁面が該後端縁に沿って設けられ、

前記遊技球転動部は、前記転動面を転動する遊技球の乗り越えを防止するストップを、該転動面の左右方向の右端縁から上方に向かって起立して設け、

前記立壁面よりも上方に延出した前記転動面の右端縁には、前記ストップの後方側に沿って延出する球誘導壁を備えることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 3】

近年では、表示遊技に対する視覚的な興味を向上させることを目的として、特許文献1に開示された遊技機のように、可変表示装置を大型化することに加え、可変表示装置の周辺に演出装置を設けるようにしたものが提案されていたが、より一層の視覚的効果を向上させるために、演出装置も大型化する傾向にあった。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

しかしながら、前述したように特許文献1の遊技機では、遊技球転動部と隔離して演出装置を配設しているため、可変表示装置における表示遊技と演出装置における演出動作との関係に希薄さを与えてしまう。

しかし、演出装置を遊技球転動部と隔離せずに配設した場合、遊技球転動部の転動面を遊技球が乗り越えてしまうと、遊技球転動部に隣接して設けられている演出装置に遊技球が接触して故障や損傷の原因となる虞があった。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、以上のような従来技術が有する問題点に着目してなされたものであり、遊技領域に可変表示装置や演出装置が設けられた場合でも、遊技球転動部の転動面を遊技球が乗り越えて演出装置に遊技球が接触して故障や損傷することを防止することができる遊技機を提供することを目的としている。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

前述した目的を達成するための本発明の要旨とするところは、以下の項の発明に存する。

[1] 遊技球が流下する遊技領域(17)に、表示遊技を行う表示部(311)を有する可変表示装置(310)と、遊技球の入賞により前記表示遊技の表示開始条件を付与可能な始動入賞口(21a, 21b)と、を備えた遊技機(1)において、

前記表示部(311)の前側に設けられ、前記遊技領域(17)から受け入れた遊技球が左右方向に転動可能であり、両端側からそれぞれ中央に向かい下方へ傾斜した転動面(331)を有する遊技球転動部(330)と、

前記転動面(331)の右側に設けられ、前記表示遊技に連動した演出を行う演出装置(400)と、を備え、

前記転動面(331)の後端縁には、転動面(331)の後方の壁面を成す立壁面(336)が該後端縁に沿って設けられ、

前記遊技球転動部(330)は、前記転動面(331)を転動する遊技球の乗り越えを防止するストップ(338)を、該転動面(331)の左右方向の右端縁から上方に向かって起立して設け、

前記立壁面(336)よりも上方に延出した前記転動面(331)の右端縁には、前記ストップ(338)の後方側に沿って延する球誘導壁(339)を備えることを特徴とする遊技機(1)。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明に係る遊技機によれば、遊技球が遊技球転動部の外側に配置されている演出装置と接触することがなく、該接觸による当該演出装置の故障や損傷を未然に防ぐことができる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、表示部との間に遊技球が挟まってしまうことを防止できる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

可変表示装置310は、遊技領域17の略中央に配設され、該可変表示装置310の直ぐ上側に、可変表示装置310の表示遊技に連動して演出動作を行う可動式の演出装置400が配設されている。可変表示装置310および演出装置400は、遊技領域17上にて最も大きな配置スペースを占める役物である。可変表示装置310の表示部311の前側には遊技球転動部330が設けられている。なお、演出装置400は、必ずしも表示遊技に連動して演出動作を行うような可動式の装置である必要はなく、表示遊技とは無関係の動作を行う役物や、全く動作しない役物であっても良い。